

鈴鹿の飲食店応援事業「鈴飲み」

登録店舗募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルスの影響により大打撃を受けている飲食業界。緊急事態宣言の解除後、全体として店内飲食の客足は戻り始めているものの、その業態によって売上に大きく差が出ています。夜の飲食店(酒類を提供する飲食店)を支援するために、市民の皆様「飲んで」「食べて」「ちょっとお得」なサービスを活用してもらい、各店舗の販売促進へと繋げて頂くことを目的に、登録いただいた店舗に対し、協力金を支給します。

2. 主催者

鈴鹿商工会議所飲食部会

3. 実施期間

令和2年12月1日(火)から令和3年2月28日(日)まで

4. 登録資格

鈴鹿商工会議所の会員(非会員にあっては申込時点で会費を一年分納め会員となった事業所)であり、下記の(1)~(4)の基準を満たす店舗

(1)食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている飲食店舗。

(2)17時00分以降サービスが利用できる店舗。

(3)公序良俗に反するものに該当しないこと。

(4)以下のア~カのことを遵守できること。

ア. 新型コロナウイルス感染症の予防に努めること。

イ. 鈴鹿商工会議所が本事業に関して調査等行うときは協力すること。

ウ. 鈴鹿商工会議所のホームページ、その他広告媒体への掲載に同意すること。

エ. 実施期間中に営業を取りやめる場合は、速やかに商工会議所まで連絡すること。

オ. 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては実施期間延長や事業を中止または休止する場合がありますそれに応じること。

カ. 利用者とのトラブル等に対して登録店舗にて責任を負うこと。

5. 内容

(1)登録店舗は、様々なサービスを提供し、鈴鹿商工会議所のHPに掲載すると協力金として10,000円を登録申請時に支給します。

※但し、複数店舗を所有する事業所に関しては、登録は可能であるが、協力金は、1会員1回限り10,000円とする。

【サービス例】

「5%OFF」などの金額自体の割引、「ソフトドリンク1杯無料」「オリジナルデザートプレゼント」「店舗オリジナルグッズのプレゼント」など

- (2)登録店舗は、目印としてポスターを掲示して下さい。
- (3)利用者はスマートフォン・タブレットを提示またはHPよりプリントアウトをするとサービスが受けられます。
 ※提示方法(来店時、注文時、精算時)については、登録店舗に一任しますが、トラブルが発生しないよう対応をお願いします。
- (4)サービス内容に関し、虚偽や違反、登録資格を満たしていないことが判明した場合には、協力金は鈴鹿商工会議所に返還します。

6. 参加店舗登録方法

「参加店舗登録申込書」にご記入の上、鈴鹿商工会議所へFAX(383-7667)又は、電話(382-3222)にてお申込み下さい。

- ・申込締切日は12月25日(金)まで。
- ・コロナウイルス感染予防のため電話連絡の上、鈴鹿商工会議所まで来所下さい。
- ・登録申請時に協力金をお支払いしますので、印鑑をご持参下さい。

7. 問い合わせ先

鈴鹿商工会議所飲食部会 担当 岩崎・森

電話：059-382-3222 FAX：059-383-7667

鈴鹿商工会議所飲食部会担当 岩崎・森行き(FAX：059-383-7667／電話：059-382-3222)

参加店舗登録申込書 (※登録される場合のみお申込みください)

店 舗 名			
業 種	※例…居酒屋・スナックなど		
所 在 地	〒		
代 表 者 名		電 話 番 号	
担 当 者		日中連絡がとれる電話番号	
営 業 時 間		定 休 日	
サ ー ビ ス 内 容	※例…お食事代5%OFF、ソフトドリンク1杯無料、グッズプレゼント等 ※1グループまで有効、他サービスとの併用不可等もありましたら、ご記入下さい。		
すすまる取扱店として	登録済	未登録	
GO TO Eat加盟店として	登録済	未登録	
GO TO 杯地域共通クーポン取扱店舗として	登録済	未登録	

※本申込書にご記入頂いた個人情報等につきましては、本事業関係についてのみ、利用させていただきます。